

史跡小笠原氏城跡整備基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果

- 1 募集期間
令和6年1月13日（土）から令和6年2月11日（日）までの30日間
- 2 閲覧方法
 - (1) 市ホームページ
 - (2) 窓口（文化財課、行政情報コーナー及び各地区地域づくりセンター）
- 3 実施結果
 - (1) 件数
15件（3人）
 - (2) 提出方法

ア 直接提出	1件	（1人）
イ ファクシミリ	12件	（1人）
ウ 電子メール	2件	（1人）
 - (3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	10件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	1件
ウ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	2件
エ その他	その他の意見	2件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	P 4 第1章 第3節 2 計画策定の経過	(5)から(7)(地元説明会、策定委員会、パブリックコメントの実施)について結果を記入すべき。	【ア 反映する意見】 それぞれ実施結果を記載します。
2	P 10 第1章 第4節他計画との関係 12 松本市観光ビジョン	計画期間が令和6年度からのものが策定されるので、記載を改めるべき。	【ア 反映する意見】 パブリックコメント時はビジョン策定前であったため記載していません。改定後のビジョンの内容に修正します。
3	P 108 第5章 第2節 3 整備の時代設定 (2) 林城跡	表10とあるが、表11の誤りではないか。	【ア 反映する意見】 ご意見のとおり誤記のため、表11に修正します。
4	P 109 第6章 第1節 1 全体計画 (1) 整備方針	「本質的価値の保存」とあるが、「遺構の保存」とすべきではないか。	【イ 趣旨同一の意見】 「本質的価値」の中に、遺構を含めているため、現在の記載のとおりとします。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
5	P 1 0 9 第6章 第1節 1 全体計画	「検討します」という表記はおかしいのではないかと。	【ウ 対応が困難な意見】 本計画期間内で実施が困難と思われるものについては、検討する旨の表記としています。
6	P 1 1 8 第6章 第1節 2 地区区分計画 (1) 地区区分の概要 エ 林城周辺地区	エントランスエリアとして、「橋倉公民館エリア」を追加していただきたい。これに合わせて、119ページ図85、128ページ図86、132ページ図88にエントランスエリア、駐車場を追加していただきたい。	【ア 反映する意見】 大城の地区区分（116ページ）に、橋倉公民館周辺を「橋倉エントランスエリア」として記載します。115ページ図83（大城地区区分図）に「橋倉エントランスエリア」を、132ページ図88（林城跡動線計画図）に駐車場想定地として橋倉公民館周辺をそれぞれ追加します。
7	P 1 1 8 第6章 第1節 2 地区区分計画 (1) 地区区分の概要 エ 林城周辺地区	「橋倉公民館エリア」について、「また林道入り口（橋倉公民館付近）のエリアは高齢者や急な山道を歩くことが困難な方に優しいエントランスエリアとします。」という記載を追加してほしい。	【ア 反映する意見】 No.6のように、大城の地区区分として「橋倉エントランスエリア」を追加し、「他の遊歩道と比べ傾斜が緩やかで歩きやすい橋倉ルートのエントランスとし、徒歩で見学することが困難な見学者の車両のエントランスとしても位置付けます。」と記載します（116ページ）。
8	P 1 1 8 第6章 第1節 2 地区区分計画 (2) 地区別整備方針	短期（前期、後期）、中長期（167ページでは長期）の記載の整合が取れていない。	【ア 反映する意見】 整合が取れていない箇所について、記載を修正します。
9	P 1 2 8 第6章 第2節 1 史跡全体の動線計画	「駐車場へ誘導します」とあるが、どこへ誘導するのかを記載すべき。	【ア 反映する意見】 誘導する駐車場として教育文化センター、針塚古墳を記載します。
10	P 1 2 8 第6章 第2節 1 史跡全体の動線計画	動線の中に松本市立考古博物館（167ページで山城等に関する展示を検討する旨記載）は入れないのか。	【ウ 対応が困難な意見】 主要道路から史跡への動線を記載する箇所であるため、松本市立考古博物館は記載していません。
11	P 1 3 0 第6章 第2節 3 大城 (2) 管理用動線 (3) 見学路を徒歩で利用することが困難な見学者の動線	具体的に駐車場はどうか、車優先なのか等を記入すべき。	【ア 反映する意見】 橋倉ルート登り口周辺の駐車場の設置について検討する旨の記載（167ページ）及び地区区分（116ページ）を行います。(1)に大城の見学動線は徒歩によることを原則とする旨を記載（166ページ）しています。
12	P 1 5 9 第6章 第8節 5 車両誘導サイン計画	「次期整備」とあるが、何を指しているのか。	【ア 反映する意見】 「中・長期計画」に修正します。
13	P 1 6 8 第6章 第10節 1 基本方針	「長期計画」とあるが、いつのことか。	【エ その他】 今後の検討事項であるため、具体的時期は未定です。なお、「長期計画」を「中・長期計画」に修正します。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
14	P 1 7 8 第 6 章 第 1 6 節 2 短期事業計画	事業スケジュール表の前期・後期が短期であることを示すべき。	【ア 反映する意見】 前期・後期が短期計画の区分であることが分かるように記載します(179～183ページ)。